

各種計画評価シート

No. 1 4

主管課：係名	都市整備課　：　都市整備係
計画名称	昭和町空家等対策計画
策定の趣旨 （目　的）	近年、都市部への人口流出や高齢化の進展等により、居住や使用がなされていない住宅や建築物が年々増加し、社会的な問題になっているため、空家等対策を総合的かつ計画的に実施し、生活環境の保全並びに犯罪の予防を図り、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。
計画期間 〔策定年月日〕	令和元年度　～　令和５年度　５年間 〔令和元年１２月策定〕
総合計画、法令 等の位置づけ	・ 策定の根拠となるもの 空家等対策の推進に関する特別措置法第７条 昭和町空家等対策の推進に関する条例
計画の概要	・ 主な内容（特徴、予算、その他） 空家等対策について、現状と課題、基本方針、具体的施策、実施体制等の５章からなる。 第１章「計画の概要」 第２章「本町における空家等の現状と課題」 第３章「空家等対策の基本方針」 第４章「空家等対策の具体的施策」 第５章「空家対策の実施体制」
	・ 計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 都市整備課担当により策定した案について、県住宅対策室と協議し策定。
	・ 策定時の町民意見聴取手法 空家実態調査の際に、対象となる建築物所有者へアンケート調査を実施。
	・ 計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 空家対策を実施するため、庁内の関係する部署の所属長により構成される昭和町空家等対策検討委員会（庁内会議）において、部署間の連絡調整や施策の推進について協議し、町長や議会、関係各課及び警察・消防・自治会等により構成される昭和町空家等対策協議会（空家法第８条）において、特定空家等の判定や行政代執行の判断等の助言・指導を受け空家対策を推進していく。
	・ 目標設定の有無（数値目標の有無） 数値目標は無し

	・評価方法 実施計画に基づく進捗及び実績等により評価する。
主な施策と進捗状況	・進捗状況（令和５年度末現在） 〔実施中事業〕 ①昭和町空家等除却費補助事業（令和４年度から） 〔未着手事業〕 ②昭和町空き家バンク事業（令和６年度から）
未執行の施策と執行できない理由 〔課題Ａ〕	②昭和町空き家バンク事業 令和５年度中に（公社）山梨県宅地建物取引業協会と媒介に関する協定についての協議が整い、令和６年度に協定締結及び事業着手が出来る段階となっている。
今後の計画の進め方 〔課題Ａの解決策〕	令和５年度に見直しを行った空家等対策計画を基に空き家等対策を推進していく。令和６年度より空き家バンク事業が着手となるので空き家の利活用も広く周知し、推進していく。
総合的な自己評価	計画全体の総合評価　〈　Ｂ　評価〉
	ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた Ｄ＝ほとんど達成できていない
	※上記評価となった理由 令和４年度に空家等実態調査を実施し、その結果等を踏まえて令和５年度に空家等対策計画を改定。また、令和３年度には空家等対策の推進に関する条例を施行し、令和４年度には空家等除却費補助事業を実施、また令和６年度より空き家バンクも事業着手など、実施計画に基づき進捗がされている。 今後は、空家等対策計画の見直しに伴い、新たな施策や補助制度の創設や関係機関・団体との連携などさらなる空き家等対策の推進を実施していく予定である。 以上の理由により、総合評価をＢ評価とする。

※参考資料がある場合は添付すること。